

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第三百二十號

鳥取縣醫師會は昭和二十二年法律第一二八號（醫師會、齒科醫師會及び日本醫療團の解散に関する法律）により昭和二十三年六月二十七日精算結了した。昭和二十三年七月十六日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百二十一號

國民健康保險組合の事業を行つていた次の法人に対し組合事業の代行廃止を許可した。昭和二十三年七月十六日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業會の事業代行廃止

(一) (1) 事業を廃止した法人名及所在地

昭和二十三年七月十六日 第千九百二十六號

金 曜 日

法人名 日野村農業會

所在地 日野郡日野村大字本郷四四九番地

(2) 廃止許可の年月日 昭和二十三年四月二日

(一) (1) 事業を廃止した法人名及所在地

法人名 榮村農業會

所在地 東伯郡榮村

(2) 廃止許可の年月日 昭和二十三年四月二日

(三) (1) 事業廃止した法人名及所在地

法人名 下郷村農業會

所在地 東伯郡下郷村

(2) 廃止許可年月日 昭和二十三年四月二日

鳥取縣告示第三百二十二號

國民健康保險組合の事業を行う法人に対し組合代行業を許可した。

昭和二十三年七月十六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業協同組合の事業代行

- (1) 設立した代行人の名称及事務所の所在地
代行人の名称 日野村農業協同組合
事務所の所在地 日野郡日野村大字本郷四四九番地
- (2) 事業代行許可の年月日 昭和二十三年四月二日

◇鳥取縣告示第三百二十三號
市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように假設建築物の件を許可する。

昭和二十三年七月十六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市車尾八二四ノ一 永田長太郎方
別 所 壽 秋

- 一、建築物の位置 米子市車尾八二四番地
- 一、建築物の用途 農 家
- 一、建築物の構造 木造 瓦葺 平家建

- 一、建築物の規模 建築面積 四九、九九六平方メートル
突出する部分四九、九九六平方メートル
- 一、許可條件
- 一、本建築物の存続期間は都市計畫事業實施迄とする
こと。
- 一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期間内に無償にて本建築物を除却すること。
- 一、本建築物を他人に譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
- 一、知事必要ありと認むるときは本許可條件を増減若くは変更するごとあるべし。
- 一、本建築物の譲渡を受けたる者ものに各號に定めたる事項を遵守する義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第三百二十四號
次に掲げる告示による統制額の指定はこれを廢止する。
昭和二十二年三月二十二日鳥取縣告示第百十九號(派出
婦の看護料金指定の件)

昭和二十三年七月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百二十五號

- 一、有害鳥獸捕獲許可證第一五七號有効期間

昭和二十三年十月末迄
許可者の住所氏名

八頭郡西郷村大字本鹿六〇
田 淵 慶 三 明治二十二年六月二十八日生

- 一、有害鳥獸捕獲許可證第一五八號有効期間

昭和二十三年十月末迄
許可者の住所氏名

八頭郡西郷村大字本鹿二二六
四 淵 益 男 大正元年十一月十二日生

右兩名の許可證を昭和二十三年七月十日八頭郡西郷村地内道路にて遺失したる旨八頭郡西郷村長下田清房より届出があつたので同捕獲許可證はこれを無効とする。

昭和二十三年七月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百二十六號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により氣高郡千代水村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年七月十六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年七月十七日より
同 年七月二十一日まで

◇鳥取縣告示第三百二十七號
次の臨檢票及び臨檢検査票を返納せしめた。

昭和二十三年七月十六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

國民醫療法第二十六條の規定による臨檢票
第二十一號 鳥取縣技術吏員 加藤數馬
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法第十條の規定による臨檢検査票
第十七號 同 同